戦争前後における要保護児童施策の展開

尾里　育士*

Measures for children in need of protection before and after the WW Ⅱ

Yasushi OZATO*

Abstract

This paper aims to compile basic information on policies for children in need of protection during the period from before to after World War II in Japan by tracing the process by which those individuals were perceived in policy.Child welfare policy began with child protection provided by private social workers. Subsequently, the Relief Act(1929) allowed the state to become partially involved. Later, during the war, child protection work was transformed into child tender care(jidou-aigo) for ordinary children. It was a means to continue the war.

After the war, measures to deal with war orphans and homeless children became a social issue. GHQ and the government were busy taking measures to maintain public order. On the other hand, with the enactment of the Child Welfare Act(1947), which targets all children, measures to protect children in need of protection have become invisible in principle.

Keywords : before to after World War II ,Children in need of protection, war orphans

1．はじめに

本稿は，第二次世界大戦の前後における社会状況下で要保護児童が政策的にどのように認識されてきたのか，その過程をたどることでこの時代の要保護児童施策の基礎的な資料として整理する。要保護児童施策の対象となる児童は，児童保護事業として浮浪児・孤児の収容からはじまり，戦時期には戦争遺児として一般児童と共に児童愛護の対象となった。戦後には戦災孤児として社会問題化し，児童福祉法の成立によって健全育成の対象となった。第二次世界大戦前後の時代状況によって要保護児童の位置づけが変化してきた。

要保護児童に焦点をあて社会変動によって不安定な状況に陥らざるを得ない児童に対し，社会がどのように向き合ってきたのかをみていくことで，現代社会における要保護児童対策を再考するきっかけになると考える。

明治以降，慈善事業家・社会事業家によって担われていた児童保護事業は，救護法（1929年制定）により国家が責任の一端を担うこととなった。その後，戦争の影響を受けて，人的資源の涵養を目的にそれまでの孤児を対象とした児童保護からすべての子どもの健康な発育を目的とした児童愛護へと対象を拡大して転換し，母性及び乳幼児の保護を柱とした内容に変化した。このような戦時下で保護者を失い児童保護の対象となった児童は「国児」と位置付けられていたが，施策としては児童愛護が優先された。

これらの児童について，浅井（2017：80-81）は戦争孤児を第1に戦争孤児になる経路別の類型化，第2に戦争孤児となった地域･特殊な状況別に類型化をしている[1)]。

第1経路別の類型化

①戦災孤児…日本全国への空襲により保護者を失い，あるいは別離を余儀なくされた孤児で，広島・長崎の原爆孤児も含む

②引揚げ孤児…中国（旧満州）やサイパンなどから帰国した孤児

③残留孤児…中国（旧満州）や樺太などに取り残され，現地の人に育てられた孤児。引揚げ　孤児として帰国する人も少なくなかった。

④学童疎開孤児…戦時中に学童疎開しており，戦争で保護者・親類等を失い，身寄りを失くした孤児

⑤国際孤児…「混血児」と呼ばれてきた孤児たちで，連合国軍，主にはアメリカ軍兵士・軍属と多くは日本女性との間に生まれた孤児

⑥遺棄孤児…戦時中に家族から遺棄された孤児も少なくなかった

*東海大学児童教育学部
ISSN 2758－4488

⑦その他…戦争孤児になった経路もわからない孤児

第２地域別の戦争孤児の類型化

①東京大空襲など全国の空襲による戦災孤児
…空襲被害孤児は全国に存在していたが，鉄道などを使って東京，大阪・京都・神戸などの大都市に集中

②沖縄の戦場孤児…沖縄本島そのものが戦場となったなかで，身寄りを失くした孤児で，多くは孤児院に収容された

③広島・長崎の原爆孤児…原爆投下によって身寄りを失くした孤児で，学童疎開をしていた子どもたちも多い

④その他…戦争孤児になった地域もわからない孤児

孤児・浮浪児といっても戦災や引揚げ，学童疎開，国際結婚によるなどそこに至る経緯は個別的な事情や背景があり，その数も地域によって違いがある。しかし，孤児・浮浪児となった児童は，戦争被害により保護者を失うことで生きることそのものに困難さを抱えこととなった。過酷な社会状況の下で生きざるを得なかったことで，これまで当事者から語られることは少なく，資料も戦災により十分に残されていない。

２．戦時下の要保護児童対策

2.1 児童保護事業の確立

明治期以降，児童保護事業の中心となって担ってきた社会事業家などが運営する私設社会事業の監督や取り締まりに重点がおかれていたが，児童保護事業に国庫による助成をする点では国が社会問題の一つと捉えていた見ることができる。

1929（S4）の救護法制定によりそれまでの恤救規則（1874制定）にはないとされていた国家による公的扶助の義務が定められた。救護法では，市町村単位での貧困者救済のための制度が整備され，補助機関として名誉職の方面委員がおかれた。救済対象のうち児童は，生活に困窮する13歳以下の児童が対象とされた。市町村が居宅での救護が困難または適当でないと判断した児童は，救護施設として認可された孤児院などに収容された。救護施設入所児童にかかわる費用についても国･都道府県･市町村がそれぞれ負担して補助されることとなった。

その後，1933（S8）年の児童虐待防止法の成立により，孤児院はこの法律によって児童を保護する施設となった。

1938（S13）年1月にはそれまで内務省社会局社会部で所管していた児童を含めた社会救済事業を厚生省社会局児童課に移管した。児童課では母子保護，少年教護，児童虐待防止，その他の母性及び児童保護を所管し，母性保護，普通児童保護（乳幼児，就学児，就労児，少年職業指導・職業紹介），特殊児童保護（孤児，貧窮児，被虐待児，精神薄弱児，身体異常児，少年教護，少年保護）と，妊娠期から児童の就労に至るまでその対象は幅広かった。

同年3月には社会事業法が公布され，その対象となる事業は，生活扶助事業，児童保護事業，救療又は助産保護事業，経済保護事，その他勅令をもって指定する事業である。このうち，児童保護事業については，社会事業法施行規則第2条で，育児院，乳児院，託児所，母子・父子保護施設，貧困児童の養育に必要な金品を給付する事業，施薬・救護事業，身体虚弱児保護事業，家出児・浮浪児童・不良児童一時保護事業，身体障害児童保護事業，心神耗弱児童保護事業，貧困児童に対する健康指導･相談事業，被虐待児童保護事業，貧困児童に対する生業もしくは教養に必要な補導をおこなう事業，不良児童の教護事業，少年教護院退院者の保護事業を規定している。

社会事業法の制定により児童保護事業の対象となる事業の種類は明示されていたが，法律に社会事業の定義はなく，児童保護の対象となる児童がどのような基準によって保護を判断されるのか明確ではなかった。社会事業法は，行政による指導監督に関する規定が多く，罰則規定が設けられ，事業に対する助成金額は十分に給付されているとはいい難かった。

厚生省社会局児童課の課長であった伊藤（1939：10）は，児童の養育責任は親にあるとしつつも，「若し其の両親が此の責務を果たすこと能はざる場合には，国家社会の責任に於て是等の児童の保護に当るべきである。而して更に，児童は国家の基礎を鞏固にする重要なる人的資源であるから両親がその保護養育に遺憾なきを期し得るやう国家は経済的に又其の教養に於ても家庭に封して援助と指導を輿へ，児童の保護養育に積極的に乗り出すべきである。[2)]」とし，児童問題は社会問題の一つであるという認識を示している。そして社会の成員一人ひとりが責任を持ち義務を分担すべき社会連帯責任体制の確立であり，明治期から続く慈善事業から社会事業に転換し，児童保護事業に関する国家の責任にふれている。

伊藤が指摘するように，法規定として国家責任を認め，1938（S13）年の厚生省社会局児童課設置，1933（S8）年「少年救護法」と「児童虐待防止法」，1937（S12）年「母子保護法」，その他の関係法令として1929（S4）年「救護法」，1938（S13）年「社会事業法」などの整備により，児童保護事業の体系化と児童保護行政の中心となる行政体制が確立したといえる。

1941（S16）年に実施された全国児童愛護週間では，「人的資源を培養育成する」ことを目的にこれまでの特殊児童を対象とした「児童保護」から一般児童（軍人の児童･労働婦人の児童・就労児童・一般母性および乳幼児・多子家庭・不良児童）に対象を拡大して「児童愛護」と表現している。

昭和恐慌以降の危機的状況のなかで満州事変，日中戦争へと突き進んでいく過程で社会事業は健民健兵政策の一環として人的資源の保護育成を目的とする戦時厚生事

業体制へと移行していった。

2.2 児童保護から児童愛護へ

このようななか，児童保護政策も「人的資源の確保」を目標に兵士を養成するための児童愛護に変質していった。つまり「人的資源の涵養」のため国家が積極的にかかわることで，これまで事後的に対応していた児童保護から，乳幼児の愛護など事前の予防としての児童愛護が強調されたのである。

先に伊藤は，児童保護の問題は要保護家庭の児童や知的・身体的・環境的に何らかの障害のある児童に限定すべきではなく，広く一般児童の問題であるととらえていた。児童保護の「保護」とは救護や救済を意味するだけではなく，児童の保健や体力の向上，教養，精神衛生の保持を含む Child Welfare（児童福祉）であると述べている。さらに「児童保護事業は夫れが社会事業の一分野として在るのみでなく，広く国家の貴重なる人的資源としての児童全般の心身の保護と其の向上とを企画する積極的な事業である。即ち，今日の児童保護事業は，国家的観点に立って国家の貴重な人的資源たる児童の福祉を増進すると謂う極めて重大な且つ広汎な意義を持たねばならない[3]」としており，社会変動による「人的資源の涵養」という時代の要請を受け，厚生事業の一つとして児童保護事業を位置付けようとする意図がみられる。

この時期，西野（2007：2-4）によれば，特殊な児童の保護から一般児童にまで対象を広げなければならない根拠[4]として，

人類の欲求：人類というものは本能的に自己の種を保存するという強い欲求を持っている。

人類の理想：人類の営む全てのものは，つきつめれば理想の社会，理想的な国家の出現を望みつつ不断の努力が積まれており，それは時代にわたり努力が続けられる。

親の義務：本能的欲求と人類の理想の実現と相まって親の子に対する養育の義務が生まれる。

社会国家の礎石：児童は社会，国家の礎であり，これら児童の健康の保持増強，生命の維持性能の伸展などはやがて社会国家の繁栄を意味する。

児童の権利：児童を保護することは社会の連帯責任であり，保護を受けることは児童の権利でなければならない。

養育の義務について親にあることをふまえつつ，児童は社会，国家の礎として健康の保持増強，生命の維持性能の伸展などが社会国家の繁栄につながるとして，国家責任に基づく，人的資源の涵養を媒介とした児童保護事業の一般化の必要性を説いている。

吉田（2004：261-264）は，1937（S12）年に日中戦争がはじまり，翌年の国家総動員法が成立し，社会事業は戦時体制の維持・推進を目的に厚生事業へと転換していく過程を整理している。厚生事業では，戦力を増強するために「人的資源の保護育成」が要請され，「国民生活の確保」が厚生事業のテーマとなり，それまでの貧困問題などとは異なると指摘している。吉田によれば，「戦時下の厚生事業問題を整理分類（表1）すれば，①人的資源としての人口問題，②体位低下に伴う保健・医療問題，③将来の人的資源としての児童問題，④戦時下の退廃から生じた非行・犯罪問題，⑤決戦下の空襲その他による戦時災害問題，⑥隠蔽化されたが，依然重要な貧困をはじめとする要保護問題である。[5]」と分類している。

このうち，③将来の人的資源としての児童問題では，1941（S16）年の「全国児童愛護実施要綱」において，人口増殖の方策を講ずること，母性並びに妊産婦保護の徹底を図ること，乳幼児保護の徹底を期すること，児童不良化防止並びに保護の徹底を図ることとしており，「人的資源の確保」のため母性並びに乳幼児愛護に力点が置かれた。1942（S17）年の「妊産婦手帳規定」では，妊産婦と乳児の保健指導，保護を図るため，妊娠の届け出を義務として，妊産婦手帳を交付した。届け出た妊産婦には妊産婦の必需品や食料の配給が図られた。また「妊産婦保健指導及び保護要綱」に基づき，妊娠中の愛護，諸種疾患の早期発見・早期治療，流産・死産の未然防止，妊娠分娩時の母体死亡防止の取り組みがなされた。

⑥要保護問題は，吉田によれば，「戦時下の要保護層は隠蔽されただけで，消滅したわけではない。その数字発表も国民の厭戦感を誘うとして制限された。戦時下の矛盾の集中である保護の必要な老人・母子家庭・心身障害者・児童等「戦争弱者」は，戦力に寄与しないものとして隠蔽化された」と指摘している。このように⑥要保護問題の一つである児童保護については，母性及び乳幼児愛護を中心とする③児童問題が国策として前面に出たのと入れ替わり，陰に隠れてしまったとしている。

表１．戦時下の厚生事業問題

問題	法令	政策目標
①人口問題	人口政策確立要綱（1941）	1960（S35）年に内地総人口1億人
②保健・医療問題	国民医療法（1942） 国民健康保険法改正（1942）	健民健兵、公衆衛生
③児童問題	全国児童愛護実施要綱（1941） 妊産婦手帳規定（1942） 妊産婦保健指導及び保護要綱（1942）	母性並びに乳幼児愛護
④非行・犯罪問題	司法保護事業法（1939） 勤労青少年補導緊急対策要綱（1943）	不良化未然防止、不良勤労青年の強化錬成
⑤戦時災害問題	戦時災害保護法（1942）	戦争災害を受けた帝国臣民の保護
⑥要保護問題	救護法（1929） 軍事扶助法改正（1941） 医療保護法（1942）	特別法優先、救護法の限定運用

吉田久一『日本社会事業の歴史 全訂版』勁草書房,p156-157（1994）

しかし，児童保護事業は救護法を限定運用し，特別法である軍事扶助法を優先している点は，国策として児童を保護しようとする意図もみられる。1945（S20）年6月の「戦災遺児保護対策要綱」では，「殉国者の遺児たる矜持を永遠に保持せしむると共に，宿敵撃滅への旺盛なる闘魂を不断に涵養し，強く，正しくこれが育成を図り，以て子女を有する父兄をして後顧の憂いなく安んじて本土決戦に敢闘せしめんとす。」として遺児保護機関を創設し，国児台帳を整え保護するなどを構想した。家族の戦没により遺児となった児童を「国児」と位置づけて「宿敵への旺盛なる闘魂を不断に涵養して，強く，正しくこれが育成を図」るなど，児童保護事業も人的資源の涵養に含めていたことがうかがえる。しかし，戦火が激しさを増し社会経済状況が混乱状態となり，実施する環境が失われていった。

3．戦後の要保護児童対策

3.1 戦後の浮浪児・孤児対策

戦時厚生事業において，児童愛護のもとで戦時体制維持のために戦争遺児を「国児」ととらえていた要保護児童は，敗戦後は，戦争孤児として社会問題の一つに位置づけが転換している。

第二次世界大戦により，児童保護に関して様々な問題が発生した。戦争遺児の問題，戦災浮浪児の問題，戦災孤児の問題，学童疎開の問題，非行児童の問題などで，戦争末期の混乱の中で政府の支援は後回しとなり，その対応は戦後に持ち越させることとなった。このような問題によって生じた児童の敗戦直後の状況について，辻村（1948：185-195）は「家なき子は街に浮浪し，こじき，押し売り・かっぱらいなどをして独力でくらしている。政府は主要都府県に児童保護収容所を設けて浮浪児狩りをしては収容したが，浮浪児たちは少量の代用食に空腹をおぼえ，魅力のないたいくつな施設を逃亡して駅や盛り場に蝟集するのであった[6]。」と児童の困難な状況を述べている。

戦後の混乱の中で社会の安定を図るうえでこれら戦争孤児への対策が必要となった。1945年9月「戦災孤児等保護対策要綱」では，「大東亜戦争の災禍に因る孤児増加せる現況に鑑み国家に於いて左の如く措置し之に必要なる保護育成の方途を講ずるものとする。[7]」として，戦争によって父母などの保護者を失った乳幼児学童青少年（孤児）を保護の対象に，孤児が独立の生計を営むまで行う。保護の方法は，

（イ）個人家庭への保護委託
（ロ）養子縁組の斡旋
（ハ）集団保護

をあげている。

（イ）個人家庭への委託では，孤児に対する理解と保護育成の熱意ある宗教家，教育者，そのほか善良なる家庭を選定し，孤児を家族の一員として家庭的雰囲気の中で育成することを求め，（ロ）養子縁組についても，孤児の保護育成に熱意と能力がある家庭としている。また，保護委託家庭と養子縁組先家庭とは，常に緊密に連らを取って保護育成に問題が生じないようにすることも求めている。（ハ）集団保護は，施設への収容を指し，国・地方公共団体，恩賜財団戦災援護会等が設置するとし，保護育成は家庭的環境の中で精神的訓化に重点をおくことを求めている。養育の形態について，里親・養子縁組・施設養護をあげているが，戦争の災禍に因って日本国中が困窮している状況では，里親・養子縁組による孤児の保護は期待できず，施設収容に頼るほかなく，理念としては国家責任を掲げているが，実態としては民間に頼る内容となっている。

当時の浮浪児孤児の状況（表2）について，1946（21）年4月末に都道府県で1,520名が確認された。このうち，東京や大阪などの都市部で788名52.4%と全体の半数を占めている。また「浮浪児がいない」という回答が20県あり，都市部など特定の地域での問題だったことがうかがえる。

表２．全国の浮浪児数　（1946年4月）

	東京	神奈川	京都	大阪	兵庫	福岡	その他	計
男	222	81	42	82	76	35	637	1,175
女	117	21	14	53	14	31	77	327
計	339	102	56	135	90	66	714	1,502

寺脇隆夫編『続 児童福祉法制資料集成』ドメス出版, p368-369（1996）

政府は次官会議で「戦災孤児等保護対策要綱」（1945年9月20日）を決定していたが，全国浮浪児数からも効果的な対策とはなっていなかった。

1946年3月にGHQ公衆衛生福祉部が占領施策の実施を各地方で監視する軍政部の一つである神奈川県軍政チームに浮浪児問題に対する報告書提出を求めた[8]。提出された報告書（児童福祉法研究会，1979）は，「県内の孤児が保護を受けずに浮浪していること」「児童保護施設が食料・医療の不足から十分に機能していない」と指摘している。その原因について，「一部の日本人は，福祉部門に関連がある人でさえも，孤児の状態に無関心であった。したがって軍政部は，特定の孤児院を取り上げ，必要な物質的財政的援助を与えるためにいかなる施策を採用すべきかを担当者に教えることが文字どおり必要とされた。児童福祉問題に影響を与える一般的勧告では十分ではない。これは，部分的には官僚制の非能率に原因があり，部分的には一部の国民の態度である浮浪児に対する無関心に原因がある。……できれば中央政府によって県が早急に関心を高めるように指示されない限り，神奈川県の児童に適切な保護が与えられるまでには長い期間を要するだろう」として中央政府の積極的な介入の必要性を指摘している。

報告を受けたGHQ公衆衛生福祉部は，4月8日に厚生省に以下の提案（PHW-01400：9）をしている[9]。

a. 児童保護に利用可能な施設について，各県に調査させること。この調査は，適切な施設，食料や衣料，学校教育や指導監督のように一般的に運営に必要な要求を示すものである。
b. これらの施設のニーズが決定されたときは，すぐに満たされるべきである。
c. 各県は，児童福祉の全般的問題を考えるために，福祉職員・警察職員・学校職員・その他関係機関の職員からなる委員会を設置するように助言された。委員会は全般的問題を扱うが，とくに保護者がいないまたは家がない街頭浮浪児・拘留されている児童・非行の罪で捕らえられている児童の問題に関心を寄せるべきである。彼らは年長の拘留者から区別され，少年鑑別所へ措置されるべきである。」

神奈川県軍政チームの報告書で指摘された点について，浮浪児童の実態調査をおこない収容施設のニーズ充足を指示している。そして児童福祉の全般的問題に対応する関係機関の連携が提案されており，孤児・浮浪児問題にとどまらず，児童全般を視野に入れた対策を求めている。

そして1946（S21）年4月15日には「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」が通知され，①児童保護相談所の設置，②浮浪児保護台帳の作成と保護状況の報告，③非行少年の処遇の配慮，④児童保護施設の設備改善，⑤児童保護委員会の設置を内容としている[10]。

要保護児童対策実施にあたって，社会事業主務官公吏，少年教護院職員，少年教護委員，方面委員，社会事業団体職員，警察官吏などを活用して浮浪児の発見，保護し，児童保護相談所を設置することを推奨している。

GHQ公衆衛生福祉部が浮浪児・孤児の存在に関心を持って神奈川軍政チームに調査をさせて実情を把握したことで，政府として「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」を出すに至り，一部の都市の問題ではなく，全国的な問題としてとらえるようになったといえる。1946（S21）年9月16日には，「主要地方浮浪児等保護対策要綱」が出され，東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡を対象に「衣食住総てに亘り窮迫した昨今の社会生活と終戦後激変する社会状況と相俟って，戦災孤児，引揚孤児，その他家庭生活を失った児童等が街頭に浮浪するの状態が現れ，その対策真に緊急を要する実状にあるので特に主要地方都市（京浜，京阪神，中京及び北九州）に対し概ね次の諸点に力点を指向してこれら児童保護に重点を置いた浮浪者保護対策を講じようとするにある[11]」とその趣旨を述べている。

通知の内容は，①浮浪児等の保護機関の能率的協力体制確立と合理化，②浮浪児発見の強化と適切な保護，③浮浪児等保護委員会による浮浪児の実態と保護施設の状況把握，④児童の収容保護所の設置を規定している。浮浪児等保護委員会を組織し，浮浪児が集まる地域の関係職員による発見，保護のための一時保護所，児童鑑別所，児童収容保護所が国庫補助によって設置された。

4月に出された「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」の内容を改めて主要都市を対象にその強化を図ろうとしており，先の辻村の記述にみられるように浮浪児・孤児対策が児童の刈り込み（一斉収容）と収容施設からの逃走のくりかえしであった事実からも効果的な取り組みに至ってないことがうかがわれる。続けて10月にはGHQ公衆衛生福祉部が出した覚書「監督保護を要する児童の件」において，これまでの政府の浮浪児・孤児対策が効果を発揮しておらず，依然として大都市において，乞食や盗みをして独力で暮らしている。保護施設に収容された児童は食物の不足と不適当な世話や監督により施設から脱げだしている。彼らの中から不平分子や不適任者があらわれぬよう改善が図られるべきである[12]。

このため厚生省に局を設置し，浮浪児問題を含む児童の福祉についてすべての事項で力強く計画し行動する責任を果たすことが提案され，1948（S23）年3月に児童局設置に至った。これまで応急的な浮浪児・孤児対策をしてきた政府に対して，GHQ公衆衛生福祉部は，治安維持の側面からも力強い取り組みを求めるとともに，浮浪児・孤児対策からなる児童保護事業だけではなく，児童の福祉全般を所管する児童局を設置することでその対象拡大を図っている。この点について岩永[13]は，GHQ公衆衛生福祉部には，「関心を喚起し，重要性を認識させよう」という意図が存在していており，「対象児童の一般化」を政策理念として有していたと指摘している。

GHQ公衆衛生福祉部局覚書「監督保護を要する児童の件」を受けて，浮浪児・孤児の正確な実態を把握のため1947（S22）年12月には「全国孤児一斉調査に関する件」を通知して調査を実施した結果，1948（S23）年2月現在で123,511人（表3）にものぼることが明らかとなり，浮浪児・孤児対策の必要性が認識された。

表3．全国孤児調査　（1948年2月現在）

内訳		年齢構成（数え年）	
戦災孤児	28,248人	1～3歳	1,273人
引揚孤児	11,351人	4～ 7歳	13,213人
一般孤児	81,266人	8～14歳	57,731人
棄迷児	2,647人	15～20歳	51,294人
合　　計	123,511人	合　計	123,511人

厚生省児童局長通牒「全国孤児一斉調査に関する件」（1947年12 月6 日）

3.2 児童福祉法制定の経緯

1946（S22）年12月には，戦後初めて開かれた中央社会事業委員会に対し，厚生大臣から要保護児童の保護を

内容とする「児童保護案要綱」について諮問が出された。これに対して中央社会事業委員会は，「特殊児童に限定することなく全児童を対象とし，法の趣旨目的が真に児童の一般的福祉の増進を図る明朗かつ積極的なものでありことを標榜する意味から，法の名称も児童福祉法とする方がよいという意見が述べられた[14]」として，1947（S22）年1月に「不幸な浮浪児童等の保護の徹底をはかり，進んでわが国の命運をその双肩ににになう児童の福祉を積極的に助長するためには，児童福祉法とも称すべき児童福祉の基本法を制定することが喫緊の要務である」として児童福祉法案要綱（1947年）を付して厚生大臣に答申した。

児童保護法案要綱という名称が示すとおり，政府案ではその対象を浮浪児・孤児などの要保護児童対策にとどまる消極的なものであった。しかし，中央社会事業委員会での議論を経て，児童全般を対象として福祉を増進するという積極的な児童福祉法案要綱に改めており，GHQ公衆衛生福祉部の意図が反映されているとみることができる。

おわりに

児童福祉法は戦前の児童虐待防止法，少年教護法を廃止して，必要な内容を残すとともに新しい時代にあった内容をもって成立した。「特殊な児童」から「すべての児童の福祉推進」への転換の理由として，「児童福祉法は健全なる育成を企図する一般的な法律である。児童は大人と違って，そのまま独りでに成長していくものではない。大人の場合であると，自分で自分を知り自分を合理的に導いていくのであるが，児童の場合では，無論そのようなこともあるにはあるが，彼等が未成熟なものであるところから，どうしても他の力で育成して行くことが何よりも大切なことになる。[15]」と述べているように，児童の育成には大人が健全に成長するように導く必要があり，このため児童福祉法は，援護育成を企図したものとなった。

戦後の困難の中で浮浪児・孤児対策が喫緊の課題であったが，児童福祉法の成立によって理念としてはすべての児童を対象とした内容となった。

【引用文献】

1）浅井春夫「戦争孤児問題の現在と研究課題」コミュニティ福祉学会「まなびあい」10, p80-81（2017）
2）伊藤清『児童保護事業』常盤書房, p10（1939）
3）伊藤清『児童保護事業』常盤書房, p14～15（1939）
4）西野陸夫『母性及児童保護』児童養護第5巻, 日本図書センターp2-4（2007）
5）吉田久一「新・日本社会事業の歴史」勁草書房, p261-264（2004）
6）辻村泰男「戦災孤児と浮浪児」『児童福祉』厚生省児童局編, 東洋書館, p185-195（1948）
7）児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上』ドメス出版, p337（1979）
8）AG 091（Japan）（MG）to SCAP, APO 500,“Child Welfare.”28.Mar.146.PHW-01400
9）M/R“Child Welfare Probrems.”9.Apr.1946.PHW-01400.
10）児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上』ドメス出版, p342-344（1979）
11）児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上』ドメス出版, p345-347（1979）
12）児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上』ドメス出版, p668-669（1979）
13）岩永公成「占領初期のPHW の児童福祉政策構想―厚生省児童局の設置過程を通して―」『社会福祉学』No42. Vol2, p7（2002）
14）黒木利克『社会事業現代化論』全国社会福祉協議会, p294（1958）
15）川島三郎編『児童福祉の諸問題』港出版合作社, p2（1950）

【参考文献】

右田紀久恵・高澤武司・古川孝順『社会福祉の歴史 政策と運動の展開』有斐閣（1977）
浦部史『日本の児童問題』新樹出版（1976）
厚生省20年史編集員会『厚生省二十年史』厚生問題研究会（1960）
厚生省児童課置局『児童福祉30年の歩み』日本児童問題調査会（1978）
厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』厚生問題研究会, 1988
駒崎道「児童福祉法制定過程における行政統合と対象範囲拡大の議論―「児童福祉総合計画」構想の変遷を通して―」『社会福祉学』日本社会福祉学会, 第53巻第4号（2013）
駒崎道「被占領期の子どもの権利保障と行政機構改革（1946～1950）―児童憲章制定過程における文部省と厚生省の調整―」専修人間科学論集社会学篇Vol.15, No.2, pp.43～65,（2025）
佐々木剛「児童福祉の観点から見た戦争孤児問題の再検討」星槎大学紀要『共生科学研究』No.17, 62～74（2021）
社会事業研究所編『日本社会事業総覧』日本社会事業調査会（1954）
児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 下』ドメス出版（1979）
児童問題文献ライブラリー『児童養護 第6巻』日本図書センター（2007）
野澤正子「戦前の日本における児童の公的保護論の形成過程」『社会問題研究』大阪公立大学, 第35巻第2号（1986）古川孝順・浜野一郎・松矢勝宏『児童福祉の成立と展開』川島書店（1975）吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房（1960）
吉田久一『昭和社会事業史』ミネルヴァ書房（1971）